



目 次	ページ
規 則	
◎永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	3
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	4
○道路の区域決定 (道 路 課)	4
○道路の区域変更 (")	4
○道路の供用開始 (2件) (")	4
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定 (")	5
入札公告	
○一般競争入札 (不用パソコンの売払い) の公告 (教育委員会事務局特別支援教育課)	5

規 則

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年10月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第71号

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則

永瀬ダム操作規則 (昭和41年高知県規則第87号) の一部を次のように改正する。

目次中「洪水調節等」を「洪水調節等」に改める。

第2条中「洪水調節」を「洪水調節、流水の正常な機能の維持」に改める。

第3条 (見出しを含む。) 中「洪水」を「洪水」に改める。

第4条の見出しを「(洪水期間及び非洪水期間)」に改め、同条中「洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に」を「洪水期間及び非洪水期間は、次に」に改め、同条第1号中「洪水期間」を「洪水期間」に改め、同条第2号中「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「翌年6月30日」を「翌年の6月30日」に改める。

第5条中「毎年」を削る。

第7条中「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に、「又は」を「及び」に、「洪水に」を「洪水」に改める。

第8条 (見出しを含む。) 中「洪水時満水位」を「洪水時満水位」に改める。

第9条中「洪水期間」を「洪水期間」に、「第19条」を「第19条」に、「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に、「洪水に」を「洪水」に改める。

第10条中「かんがい用水補給」を「かんがい用水の補給」に、「及び」を「又は」に改める。

第12条第1項中「洪水期間」を「洪水期間」に改め、同条第2項中「非洪水期間」を「非洪水期間」に改める。

第13条の見出し中「洪水調節」を「洪水調節」に改め、同条第1項中「洪水調節」を「洪水調節」に、「洪水期間」を「洪水期間」に、「行ない、非洪水期間」を「行い、非洪水期間」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第13条の2 流水の正常な機能の維持は、7月1日から9月30日までの間にあっては標高167メートルから標高190メートルまでの容量最大2,355万立方メートルを、10月1日から翌年の6月30日までの間にあっては標高167メートルから標高196メートルまでの容量3,373万立方メートルを利用して行うものとする。

第14条中「容量最大3,373万立方メートル」を「容量最大3,373万立方メートルを」に改める。

第15条中「洪水期間」を「洪水期間」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 洪水調節等

第17条第1号中「並びに情報」を「及び情報」に改め、同条第

3号中「予備放流水位」を「予備放流水位」に改める。

第18条中「(規定する洪水警戒体制)」を「(規定により洪水警戒体制)」に、「洪水期間にあっては水位が」を「水位が洪水期間にあっては」に、「(の水位、非洪水期間)」を「(規定する予備放流水位を、非洪水期間)」に、「洪水調節を行なう」を「洪水調節を行う」に、「こえている」を「超えている」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第19条の見出しを「(洪水調節)」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に、「洪水調節を行なわなければ」を「洪水調節を行わなければ」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第1号中「洪水期間」を「洪水期間」に改め、同条第2号中「非洪水期間」を「非洪水期間」に改め、同号ア中「第17条第3号」を「第17条第3号の規定」に、「前号」を「前号の規定」に、「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「第17条第3号」を「第17条第3号の規定」に改める。

第20条の見出し中「洪水調節後等」を「洪水調節後等」に改め、同条中「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なった」を「行った」に、「洪水に」を「洪水」に、「(が洪水期間)」を「(が洪水期間)」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「常時満水位をこえているときは、すみやかに」を「第7条に規定する常時満水位をこえているときは、速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第21条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条中「必要と」を「必要があると」に、「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改める。

第22条の見出し中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に改め、同条中「洪水警戒体制」を「第16条の規定による洪水警戒体制」に改める。

第23条中「状況により」を「状況により第12条第1項に規定する予備放流水位又は第17条第3号の規定により定めた」に改める。

第24条第1号中「洪水時満水位をこえる」を「第8条に規定する洪水時満水位を超える」に改め、同条第2号中「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「水位が」を「水位が第7条に規定する」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第3号中「非洪水期間から洪水期間」を「非洪水期間から洪水期間」に改め、同条第4号中「洪水期間」を「洪水期間」に、「水位が」を「水位が」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第5号中「行なう」を「行う」に改め、同条第6号中「洪水調節を行なう」を「洪水調節を行う」に改め、同条第7号中「洪水又は洪水」を「洪水調整後又は洪水」に改め、同条第8号中「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第11号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「かんがい用水供給」を「かんがい用水の供給」に、「行なう」

を「行う」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第26条の2の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。

第25条中「行なう」を「行う」に改める。

第26条中「行なう」を「行う」に、「次の各号に」を「次に」に改め、「（以下「発電所」という。）」を削り、「以内」を「以内とする。」に、「こえないように」を「超えないように」に改め、同条第2号中「第24条第3号、第5号、第9号、第10号又は第11号の」を「第24条第3号、第5号又は第9号から第12号までに掲げる」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条の2 所長は、流水の正常な機能の維持のため、次に掲げる量からダムから杉田ダム直下流までの利用可能流量及び永瀬発電所を通じて供給される流量の合計量を控除した量をダムから放流しなければならない。

(1) 1月1日から3月20日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒0.847立方メートル

(2) 3月21日から9月30日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.000立方メートル

(3) 10月1日から同月15日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒0.847立方メートル

(4) 10月16日から12月31日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒2.747立方メートル

第27条第1項中「有効雨量、」を削り、「発電所」を「永瀬発電所」に改める。

第28条第1項中「発電所」を「永瀬発電所」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第29条中「別に」を「知事が別に」に改める。

第30条中「行なう」を「行う」に改める。

第31条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「ダム」を「、ダム」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第32条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「ダム」を「、ダム」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「、高圧バルブ」を「高圧バルブ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第33条中「行ない」を「行い」に、「適時試運転を行わなければ」を「、適時試運転を行わなければ」に改める。

第34条中「同表の」を「それぞれ同表に掲げる」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第35条第1項中「及び第20条」を「若しくは第20条」に、「行なったとき、」を「行なったとき、」に、「洪水調節を行なったとき並びに」を「洪水調節を行なったとき又は」に、「洪水に」を「洪水に」に、「行なったときは、次の各号に」を「行なったとき

は、次に」に改め、同条第2項中「、ゲート等」を「ゲート等」に、「前項に準じて」を「同項の規定に準じて」に改める。

第36条中「調査し、又は測定した」を「調査又は測定を行った」に改める。

第37条中「所長は、」を「所長は、知事が」に改める。

第38条第1号中「行なった」を「行った」に改め、同条第2号中「ダム管理月報」を「前条のダム管理月報」に改める。

第39条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「を実施するために」を「に定めるもののほか、永瀬ダムの操作に関し」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第34条関係）

事項	項目
気象	天候 気圧 降水量 風向 風速 気温 湿度 蒸発量
水象	物部川の水位及び流量 上韭生川の水位及び流量 貯水位 流入量 放流量（ゲート等開度） 永瀬発電所の使用水量 水温 水質
堤体	堤体温度 揚圧力 排水量 堤体応力 堤体のたわみ及び震動
効果	洪水調節 発生電力量 かんがい
その他	堆砂 洪水被害

その他

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

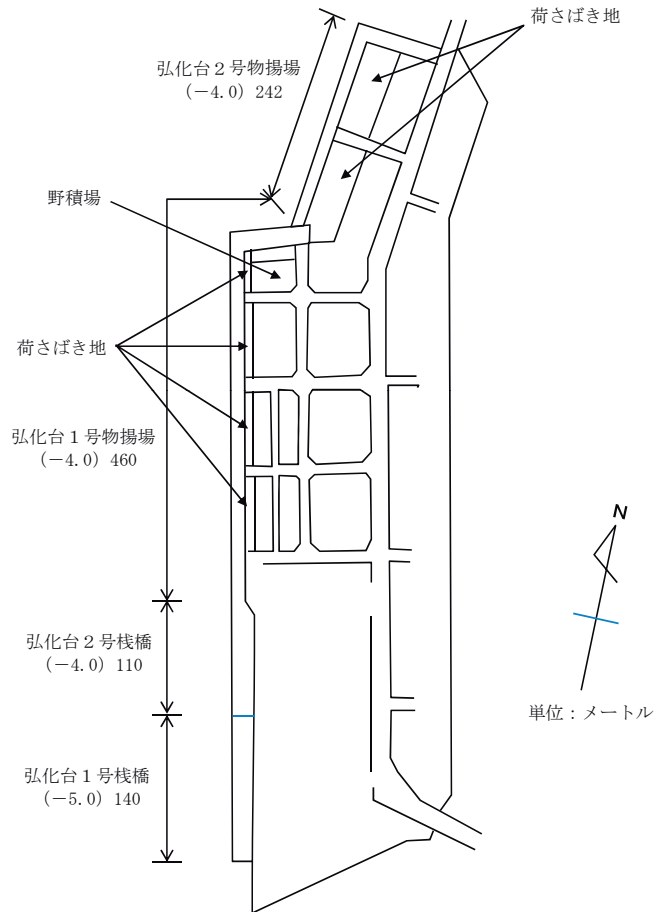
高知県規則第72号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1の5を次のように改める。

別図1の5 高知港弘化台岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第567号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
東組	タテミ チ	977、978、979のイ、979 のロ	東組	チソヲ ダ
東組	若宮	1039	東組	大平
加茂	ミマセ 川山	3092	加茂	ミマセ 川

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
いしはらクリニ 宿毛市宿毛5490番地 平22・9・1
ック

おきのしま歯科 宿毛市沖の島母島1739 " " "

高知県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直
 医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
 いしはらクリニ 宿毛市宿毛5490番地 平22・8・31
 ック
高知県告示第570号
 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分
 高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区
 小型まぐろ漁業
高知県告示第571号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。
 その関係図面は、平成22年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宮ノ口深渕
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸283番1から 香美市土佐山田町林田字ウワノヂ968番まで	11.8 } 61.6	322

高知県告示第572号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成22年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 浦ノ内仏坂多ノ郷停車場
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内西分字ヌタノ本2035番から 須崎市浦ノ内西分字トツコ石2404番3まで	前	A } 6.2	137
	後	B } 17.0	155
須崎市浦ノ内西分字ヌタノ本2036番1から 須崎市浦ノ内西分字トツコ石2406番1まで	前	A } 6.8	73
	後	B } 19.5	312
須崎市浦ノ内西分字刈谷1934番1から 須崎市浦ノ内西分字刈谷1954番2まで	前	A } 6.8	73
	後	B } 19.5	312
須崎市浦ノ内西分字刈谷3645番1から 須崎市浦ノ内西分字西ノ佐古2028番1まで	前	A } 6.8	73
	後	B } 19.5	312
須崎市浦ノ内西分字刈谷3645番1から 須崎市浦ノ内西分字西ノ佐古2028番1まで	前	A } 6.8	73
	後	B } 19.5	312

高知県告示第573号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 195号
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市岡豊町中島字コヲタ448番1から 南国市岡豊町中島字ハツタ303番1まで	330	平成22年10月15日

高知県告示第574号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成22年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 浦ノ内仏坂多ノ郷停車場
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内西分字刈谷3645番1から 須崎市浦ノ内西分字西ノ佐古2028番1まで	312	平成22年10月15日

高知県告示第575号
 昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。
 平成22年10月15日
 高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中
 「

”	”	2号物揚	3.0	242	1.0
---	---	------	-----	-----	-----

 」

を
「

〃	〃	2号物場	4.0	242	2.0
	場				

」

に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	大野 哲	高知市五台山	4879
〃	野中 善清	〃 〃	2142
〃	和田 稔	〃 高須大谷	2-9
〃	安岡 範文	〃 高須新木	5-38
〃	松村 文夫	〃 高須大島	6-25
〃	松村 辰吉	〃 〃	7-6
〃	谷川 清水	〃 高須絶海	6-16
〃	田中 益穂	〃 高須西町	8-12
〃	澤田 恭男	〃 屋頭	296
〃	谷 澄雄	〃 大津 乙	575
〃	谷 泰儀	〃 〃 乙	551
〃	山添真次郎	〃 〃 乙	479
〃	野中日出夫	〃 介良	乙3281
〃	中島 正根	〃 〃 丙	29
〃	竹内 義昭	〃 〃 乙	2922
〃	門脇 泰憲	〃 葛島	3-8-18
監事	戸田 正善	〃 高須新木	5-26
〃	津野 崇	〃 高須大谷	2-2
〃	田所 一清	〃 屋頭	641
〃	野中 豊	〃 大津 乙	576
〃	藤田 俊男	〃 介良 丙	425
(就任)			
理事	大野 哲	高知市五台山	4879
〃	野中 善清	〃 〃	2142
〃	和田 稔	〃 高須大谷	2-9
〃	安岡 範文	〃 高須新木	5-38
〃	松村 文夫	〃 高須大島	6-25
〃	谷川 清水	〃 高須絶海	6-16
〃	松村 辰吉	〃 高須大島	7-6

〃	澤田 晴夫	〃 高須本町	2-57
〃	田中 益穂	〃 高須西町	8-12
〃	久保 康弘	〃 屋頭	647
〃	谷 澄雄	〃 大津 乙	575
〃	谷 泰儀	〃 〃 乙	551
〃	山添真次郎	〃 〃 乙	479
〃	野中日出夫	〃 介良	乙3281
〃	中島 正根	〃 〃 丙	29
〃	竹内 義昭	〃 〃 乙	2922
監事	田所 一清	〃 屋頭	641
〃	戸田 正善	〃 高須新木	5-26
〃	津野 崇	〃 高須大谷	2-2
〃	野中 豊	〃 大津 乙	576
〃	藤田 俊男	〃 介良 丙	425

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、津野町の行う土地改良事業（津野地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年10月15日から同年11月15日まで
- 縦覧場所
津野町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

入 札 公 告

不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月15日

高知県教育長 中澤 卓史

- 入札に付する事項
 - 売払い物品の名称及び数量
一般業務用パソコン 407台
 - 売払い物品の機種名及び台数
入札説明書による。

- 売払い物品の引渡場所
高知県教育センター分館体育館
 - 売払い物品の引渡期限
平成22年11月19日
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
 - この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 契約条項を示す場所等
 - 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ先
郵便番号780-0850
高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県教育委員会事務局特別支援教育課
電話番号088-821-4851
ファクシミリ番号088-821-4547
 - 入札説明書の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成22年10月15日（金）午前9時から同月28日（木）午後4時まで
イ 交付方法
高知県教育委員会事務局特別支援教育課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/>）からのダウンロードによる。
 - 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年10月28日午後4時までに（1）の契約条項を示す場所に持参又はファクシミリ（送信後、電話で着信を確認すること。）により提出すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成22年11月9日（火）午前10時
- イ 場所
高知市丸ノ内一丁目7-52 高知県庁西庁舎1階南会議室
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
免除する。
- イ 契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第39条及び第40条の規定による。
- (2) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年10月22日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
- (6) 詳細は、入札説明書による。